

5,000円を超える接待交際費の取扱い

Q : 今年度の税制改正で、5,000円までの飲食費は損金算入できることとなるそうですが、5,000円を超える飲食費については、その超える部分の金額だけが損金不算入になるのですか？

A : 5,000円を超える飲食費については、その全額で交際費かどうかを判断します。5,000円までの部分は損金算入できるということではありません。

【解説】

今年度の税制改正では、一人当たり5,000円までの飲食費については、交際費に含めなくてよいこととされましたが、この飲食費が5,000円を超える場合はどうなるかというのが気になるところです。

これにつきましては、5,000円までは交際費から除外して、超える部分の金額だけを交際費としたいところですが、どうやらそういうわけにはいかず、5,000円を超える交際費については、その全額が交際費として取り扱われるようです。

つまり、4月1日からの飲食費については、まず一人当たり5,000円以下かどうかで判断し、5,000円までであれば交際費に含めなくてよく、5,000円を超える飲食費については、その全額について損金不算入となる交際費になるのか、それとも損金算入できる会議費等になるのかを判断しなければならないこととなります。いずれにせよ、レシート等には、人数や会社名、相手の名前などを書いておくことが必要でしょう。

